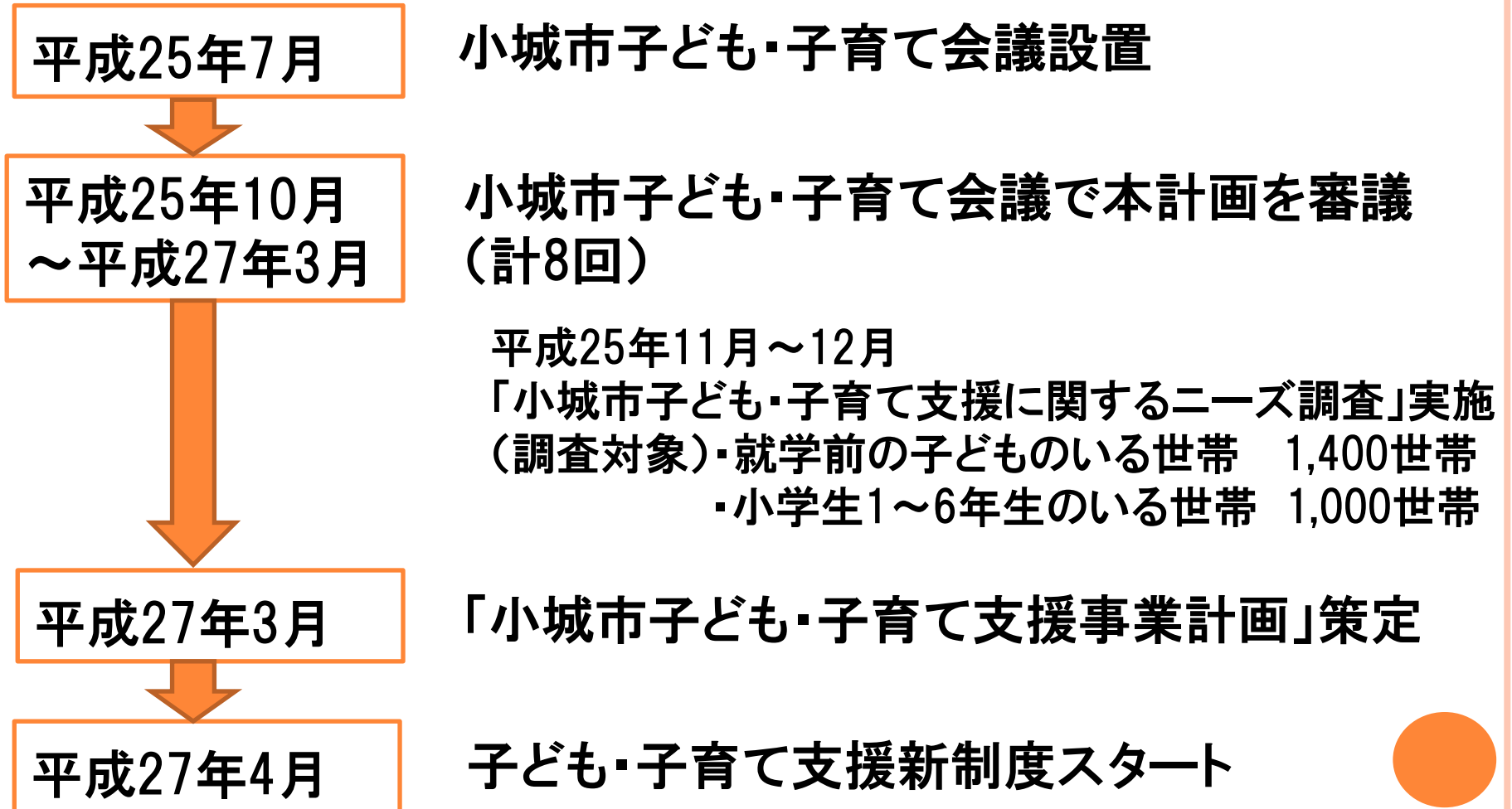


# 「小城市子ども・子育て支援事業計画 について

小城市子ども・子育て会議(平成29年度第1回)  
平成29年11月9日(木)



# 「小城市子ども・子育て支援事業計画」



# 1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める制度が平成27年4月から始まりました。

## 新制度のポイント

- (1) 幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度が一本化されます。
- (2) 保護者の方には、施設（幼稚園・保育園）などの利用のための認定を受けることが必要です。
- (3) 地域の子育てを充実させます。



## 2 子ども・子育て支援事業計画の概要

### 計画の位置づけ

計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市の他の計画と整合性をもって策定されました。

(子ども・子育て支援法第61条第1項)  
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度～	
本計画	→ 中間見直し					→ 見直し	
次期計画					策定	→	

# 3 子ども・子育て会議の役割

## 小城市子ども・子育て会議条例

＜抜粋＞

第1条 子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議を置く。

(子ども・子育て支援法第77条第1項)

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

# 4 計画の達成状況の点検・評価

## 小城市子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

### ▶ 計画の点検・評価サイクル

